

(建築物等)

- 第6条 地区内の建築物は、周囲の環境、風紀を害する恐れのある用途のものは、建築しないものとする。
- 2 建築物の建築面積は、敷地面積の20%以内とする。
  - 3 建築物は2階以下とし、最高の高さは10m以内とする。
  - 4 1区画に建築する住宅は、1棟とする。ただし、住宅に付随する建物(車庫、物置等)は、この限りでない。
  - 5 建築物の屋根の色彩は、焦げ茶、黒系の落ち着いた色彩とし、外壁等の色彩は、薄茶系等の落ち着いた色彩とする。

(緑地の保全)

- 第7条 乙は、地区の幹線道路の両側各5mの緑地帯及び西側の隣地境界部分に設けられた2mの緑地帯は、緑地として保全するものとする。
- 2 地区内の猪苗代町大字長田字中丸3456番43(250㎡)及び3456番52(472㎡)の土地については、緑地公園とするものとし、建築物及び工作物等を設置しないものとする。
  - 3 緑地帯等の管理業務(草刈り等)は、乙の負担とする。

(植栽)

- 第8条 地区の土地所有者等は、自己の建築物の敷地内の空き地に樹木及び草花等を植栽して、緑化に努めるものとする。
- 2 柵、塀及びその他の遮へい物は、設けないものとする。
  - 3 車庫及び屋外設備等は、積極的にその周囲を植栽するものとする。

(ごみ処理)

- 第9条 乙は、地区内において生ずるごみについては、甲(生活環境課)と協議のうえ、ごみ集積所を設置するものとする。

(消防水利)

- 第10条 乙は、消防水利の維持管理について、自らの費用負担によりこれを行なうものとする。

(公共施設等の維持管理)

- 第11条 乙は、地区内の公共施設(町道を除く道路、公園、水路、温泉源、温泉タンク、水道タンク、貯水槽、浄化槽)等については、甲と協議のうえ自らの費用負担により維持管理するものとする。

(自然保護)

- 第12条 乙は、地区において、自然環境が人間生活にあたえる恵みの重要性を十分に考慮し、できる限り自然の地形と植生を生かすとともに、樹木等の植栽に努める等自然保護に必要な措置を積極的に自らの費用負担において講じるものとする。